氏 名 **久 田 栄 正** 

学位の種類 法 学 博 士

学位記番号 論法博第28号

学位授与の日付 昭和47年1月24日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

学位論文題目 帝国憲法崩壊史

(主 査)

論文調查委員 教授阿部照哉 教授須貝修一 教授杉村敏正

## 論文内容の要旨

この論文は、わが国における軍部独裁の成立、変遷および崩壊を憲法史の側面から明らかにすることを目的とする。6章から成る。

第1章「軍部独裁の成立と帝国憲法」では、まず、帝国憲法の特質として立憲君主的外装をほどこした 絶对君主制、広範な天皇大権と議会の低い地位および国民の権利の保障における不十分さをあげており、 帝国憲法の構造把握のための視点として、憲法は天皇を頂点とする藩閥の統括力を前提にして機能するようにできており、その主体は変っても常時独裁的な統括力が存在しなければ分裂と矛盾が生ずる、と提言している。続いて第二次近衛内閣で整備された軍部独裁制が、東条内閣の成立で現役陸軍大将の首相が陸相を兼ねることによって、権力の頂点までつらぬかれるにいたった過程を描き、さらに開戦決定過程における憲法内外の諸機関の役割および軍部との関係とくに内閣が軍部独裁のかいらいとなる制度機構について叙述し、開戦後の天皇とその側近の動勢および国家総動員法下における人的および物的資源の国家統制と国民の自由抑圧の状況を一般的に述べている。

第2章「軍部独裁力の低下と憲法的矛盾」では、大東亜省の設置をめぐる統裁権のない首相と外相の対立を契機として首相の指導力の低下と、専制的機能を果す天皇への依存度の強化が表面化する事情について述べ、また、戦局が悪化する中で、開戦前から無視しつづけられてきた枢密院と政府、陸軍と海軍、陸軍省と統帥部の対立があらわれ、統帥優位の戦争指導体制がぐらつきを見せ、軍部独裁体制崩壊の要因となることを指摘する。さらに憲法55条の枠をこえ、軍需生産増強のため首相に各省大臣にたいする指示権を設定するなど、天皇絶対主義的憲法構造に反する措置がとられざるをえなかったこと、しかも首相の独裁権に見合うような政治力は天皇の権威によって補われねばならなかったことを指摘し、中央行政機構の改革も生産の破綻を救うにいたらなかったことおよびその背景について考察している。

第3章「東条政権の崩壊と帝国憲法」では、首相、陸相、参謀総長兼任という東条への権力集中が実現 し、軍部独裁の政治力を回復しようとするが、これは軍部独裁が天皇絶対主義を喰い荒して進展すること を例証するものであり、権力支配の末期的症状であると述べ、国内の欠乏生活、国民の動揺を抑えるための言論弾圧、国民の無権利状態が描かれている。続いてサイパン失陥による東条内閣にたいする不信の増大と、軍部内の反政府・和平運動の抬頭ならびに皇室の安泰を基軸として重臣、皇族等によって東条内閣が総辞職を余儀なくされる過程について、統帥にたいして政治を優先させる方向への転換を示唆するものとして、叙述している。

第4章「軍部独裁体制の崩壊と帝国憲法」では、東条の失脚が軍部独裁の後退を意味したが、軍部に留保された統帥権の独立と軍部大臣の人事権が内閣の弱体化と戦争指導上の欠陥を拡大したことを指摘し、ついには戦争遂行が軍部だけでは処理できず、統帥権の独立まで破綻のきざしを見せる状況を描き、また、敗色が濃くなるにつれ、天皇が立憲君主の枠をこえ内閣をリードするような積極的意思表現をするようになり、小磯首相が現役に復帰して陸相の就任を希望したが実現せずに小磯内閣が総辞職する過程について述べている。続いて戦中最後の議会において成立した委任立法である「戦時緊急措置法」の憲法問題を検討し、ついで独自の補弱機能を失っていた国家諸機関が戦争収拾のための有効な措置をとりえず、完敗を直前にして天皇制上層部のイニシャティヴにより国体護持を条件に戦争終結にいたる過程を克明に考察している。

第5章「占領と国体護持の崩壊」では、国体護持の課題を背負って成立した東久邇内閣が国民総ざんげをとなえ戦争と敗戦の責任をあいまいにしたまま、「自由の指令」が出るに及んで総辞職するにいたるまでの憲法状態の推移について考察し、アメリカの初期対日占領政策および最高司令部の意を受けた内大臣府の憲法改正の考査のてんまつとその憲法上の問題点について述べている。

第6章「帝国憲法の消滅と日本国憲法生誕」では、昭和20年の末の極東委員会設置以後の時期を対象に主権者となった国民の虚脱状態の下で、極東委員会、アメリカ政府、最高司令部、わが国の政府、議会、政党の力関係および折衝の中において新しい憲法が形成される過程について、手続と実体、帝国憲法との継続と断絶という面から詳細な考察を加えている。そして、憲法制定者の意図は帝国憲法からできるだけ多くのものを新憲法の中に残し、天皇制の存置により両憲法間の断絶をあいまいにすることであったとし、憲法の平和と民主主義が国際的な力に負うという弱点は、国民の中における平和、民主主義および独立の意識の成長によって克服するべきであると結んでいる。

## 論文審査の結果の要旨

わが国最初の近代的成文憲法であった明治憲法の歴史の研究は戦後の憲法学の重要な課題である。とり わけその崩壊過程の研究は,現行憲法の理解と運用にとって貴重な教訓が期待されるためその意義が大き い。しかしこの研究には天皇制を中心とするわが国特有の国体思想の解明という困難な作業が必要であ り,また資料も十分整備されていないため,これまでに見るべき研究成果は多くない。

この論文は、今次の大戦から占領の時期に及ぶ特殊な政治情勢下の憲法問題を軍部独裁に焦点をあてて 総合的に考察したすぐれた労作であって、わが国憲法史の研究にとって大きな寄与をなしたものというこ とができる。

よって、本論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認める。